

# 港湾運送料金表

(全業種料金)

平成7年9月8日 海交港 第73号

平成7年9月8日 中国運認 第445号

平成7年9月16日 実 施

適用港

岡山港、宇野港、水島港、玉島港、笠岡港  
福山港、尾道糸崎港、岩国港、三田尻中関港

中国地方港運協会

会社名



# 港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

## I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

## II 料金の種類及び適用方

### 1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目		金 額		
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コ ン テ ナ	実 入	768	682
		空	653	580
	パ レ タ イ ズ 貨 物		1,511	1,376
	バ ン パ ッ ク			
	バ グ コ ン テ ナ			
	プ レ ス リ ン グ			
	ノ ク ク ダ ウ ン 自 動 車		1,146	1,045
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,608	1,456
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			
包	袋 物		2,005	1,821
	ベ ー ル 物		2,078	1,875
装 品	カ ー ト ン	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)	2,221	2,034
		機械類 (1個当り5トン以上のもの)	1,608	1,456
	ケ ー ス	青 果 類	1,657	1,495
	ク レ ー ト	冷 凍 品・冷 蔵 品	—	3,064

品 目		金 額			
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,504	1,384	
	巻 取 紙 (内地産)		1,225	1,090	
	木 材	岸壁場のもの	原 木	米 国 材	979
				南 洋 材	
			製 材	1,195	1,074
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)		1,796	1,607	
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,719	1,563
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		1,461	1,328
		コ イ ル			
	石 材		1,738	1,606	
撒 貨 物	小 麦		1,251	1,110	
	肥 料 原 料				
	鉍 礦 石 (粉)		1,644	1,489	
	鉍 礦 石 (塊)				
	特 殊 鉍 礦 石				
砂 糖		1,575	1,454		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場

前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大嵐割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	34,510	53,800	73,090	92,420	108,970
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	53,680	83,690	113,690	143,770	169,510

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

#### 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

#### 9. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港湾荷役料金表

### （ 船内荷役料金 ）

（ 総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く ）

平成7年9月8日 海交港第73号

平成7年9月8日 中国運認第445号

平成7年9月16日 実 施

## 港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

### I 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

（1トンにつき単位円）

品		目	金額
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	357
		空	304
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		878
	ノックダウン自動車		676
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		892
包	袋 物		1,147
	ベ ー ル 物		1,121
装 品	カートン	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）	1,354
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）	892
	ケ ー ス クレート	青 果 類	895
		冷凍品・冷蔵品	2,179

品 目		金 額			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ	951			
	巻 取 紙 (内地産)	578			
	木 材	水落しのもの	原 木	390	
		岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	539
				南 洋 材	
			北 洋 材	959	
		製 材	621		
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)		894		
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	987		
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)	839		
コ イ ル					
石 材		1,138			
撒 貨 物	小 麦	574			
	肥 料 原 料				
	鉍 礦 石 (粉)	912			
	鉍 礦 石 (塊)				
特 殊 鉍 礦 石	1,019				
砂 糖					

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷

姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること



③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

#### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	20,740	31,790	42,830	53,890	62,190
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	32,260	49,450	66,620	83,830	96,740

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### (1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過し  
てからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消について  
は、半夜荷役の最低料金を適用します。

#### (2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等  
により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれ  
ぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

#### 6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

#### 7. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に  
四捨五入します。

#### 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラ  
ム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数  
としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィ  
ート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算ト

ン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

#### 9. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港 湾 荷 役 料 金 表

（ 沿岸荷役料金 ）  
（ 総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く ）

平成7年9月8日 海 交 港 第 73 号

平成7年9月8日 中国運認 第 445 号

平成7年9月16日 実 施

## 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

### I 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき単位円）

品 目		金 額		
		接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	451	361
		空	383	306
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		712	570
	ノックダウン自動車		530	424
	完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		801	641
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		963	770
包	袋 物		1,066	853
	ベ ー ル 物		984	787
装 品	カートン	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）	801	641
		機械類（1個当り5トン以上のもの）	849	679
	ケ ー ス	青 果 類	—	1,046
	クレート	冷凍品・冷蔵品		

品 目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			632	506	
	巻 取 紙 (内地産)			711	569	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	614	491
				南 洋 材	612	490
			製 材		637	510
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)			997	798	
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		822	658	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		699	559	
		コ イ ル				
	石 材			691	553	
撒 貨 物	小 麦					
	肥 料 原 料			743	594	
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)			819	655	
	特 殊 鉍 礦 石					
砂 糖			639	511		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付け

るまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

### 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

#### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

#### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分	4人~6人	7人~9人	10人~12人	13人~15人	16人~18人	19人~21人
昼夜区分	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	13,770	22,010	30,260	38,530	46,780	55,050
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	21,420	34,240	47,070	59,940	72,770	85,630

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役に

あつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分	4人~6人	7人~9人	10人~12人	13人~15人	16人~18人	19人~21人
昼夜区分	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### (1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してから取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

#### (2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

### 6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,587
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,489
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,397

### 7. 看買作業料金

本料金は、貨物の看買作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

### 8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

### 9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

### 10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）		9	6
繊維原料類		38	30
青果		38	30
窯製品		47	38
その他の貨物		68	55

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

### 11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

### 12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

### 13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数

## はしけ運送料金表

### I 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額	
	港 湾 内 運 送	
	通常の港湾内	特定地区との間
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	938	1,102
撒 貨 物	846	1,011

特定地区は、玉野市日比とします。

#### (I) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

##### ① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・ 祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	99
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	50

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき59円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき107円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算ト



ン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

#### 9. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## い か だ 運 送 料 金 表

平成7年9月8日 海 交 港 第 73 号

平成7年9月8日 中国運認 第445号

平成7年9月16日 実 施

## いかだ運送料金表

### I 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

本船沖取—仕訳筏組

(1立方メートルにつき単位円)

港 別		尾道糸崎・岩国	岡山・宇野
品 目		金 額	金 額
原 木	米 国 材	1,045	984
	南 洋 材	849	799
	北 洋 材	1,285	1,214

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

#### (1) 作業範囲

基本料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

#### (2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日 曜 日・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

## 3. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

港 別	尾道糸崎・岩国	岡山・宇野
区 分	金 額	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	29,300	27,700
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	45,580	43,090

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限りません。

## 4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1立方メートルにつき 3円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1立方メートルにつき 3円09銭

## 5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 6. その他

(1) 特殊貨物(海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等)及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀、整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取り極め又は、慣習によります。

# 検 数 料 金 表

平成7年8月4日付認可

(運輸省海交港第66号)

平成7年8月12日付実施

(注) 1. 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. コンテナ詰又はコンテナ出される貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

## 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

### 長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

## 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	3,235
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	5,032

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限りません。

## 検数料金表

### I. 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額	
コ ン テ ナ	実 入	88.30	
	空	84.20	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車		101.90	
袋 物 ・ ベ ー ル 物		135.70	
冷 凍 品 ・ 冷 蔵 品		266.80	
木 材	水 落 し の も の	南 洋 材 92.70	
	岸 壁 揚 の も の	そ の 他 材 123.70	
	鋼 管 (口径12インチ以上) 鉄 鋼 ・ コ イ ル		101.90
一 般 鋼 材 (工場専用岸壁扱いのもの)		162.20	
専 用 船 揚 積 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	50.40
		空	48.00
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車		78.60
	パ ル プ		101.30
一 般 雑 貨		190.10	

## 5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	25,660
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### (1) 作業手配の取消しの場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してから取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

### (2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

## 6. 撤穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき 単位円)

書 類 作 成 料	金 額
	30.20

## 7. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 40銭
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 35銭

## 8. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

## 10. その他

- (1) 特殊貨物（塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェーじ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェーじプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ポートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## 鑑 定 料 金 表

平成3年7月6日実施  
(平成3年6月28日運輸省認可)



## 鑑 定 料 金 表

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

(単位円)

種 目	基 準	金 額
I. 倉 口 検 査	3倉まで	21,330
	4倉目から1倉につき	5,980
積 付 輸 出	(1) 普通貨物 積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、 超えるトン数について 100トンまでを増すごとに	22,660  1,580
	(2) 特殊貨物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、 超えるトン数について 10トンまでを増すごとに	22,660  364
	(3) 危険物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、 超えるトン数について 10トンまでを増すごとに	34,010  545
II. 喫 水 検 査	検査貨物トン数 10,000トンまで	
	1トンにつき	12.10
	10,000トンを超え20,000トンまで	
	1トンにつき	10.42
	20,000トンを超え30,000トンまで	
	1トンにつき	7.21
30,000トンを超え40,000トンまで		
1トンにつき	4.26	
40,000トンを超え50,000トンまで		
1トンにつき	2.42	

種 目	基 準	金 額
3. 喫水検査	50,000トンを超え100,000トンまで 1トンにつき	0.78
	100,000トンを超えるもの 1トンにつき	0.50
	ただし、 (1) 上記料金は積算方式により算定する。 (2) 中間検査を行った場合は、1回につき	15,510
4. はしけ、機帆船等（デッドウェイトスケールを有しないものに限る。）の積荷重量検定	1隻につき	16,540
	{ 検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超える トン数10トンまでを増すごとに	725
5. 本船、油槽はしけの液量検定及び検査	(1) 液量検定	
	(イ) 本船油槽	
	1槽1測度につき	
	{ 鉍油	6,710
	{ 動・植物油・化学成品及び液化ガス	12,050
	{ 危険物	33,340
ただし、同時に3槽以上検定した場合は、3槽目から		
1槽1測度につき		
{ 鉍油	4,670	
{ 動・植物油・化学成品及び液化ガス	8,430	
{ 危険物	23,360	
(ロ) 油槽はしけ		
{ 鉍油		
検定量1キロリットルにつき	46.70	
{ 動・植物油及び化学成品		
検定量1トンにつき	100.30	
{ 危険物		
検定量1キロリットル又は1トンにつき	246	

種 目	基 準	金 額
5. 本船、油槽はしけの液量検定及び検査	(2) 清掃検査	
	(イ) 本船油槽	
	1槽につき	
	{ 鉍油・化学成品	17,430
{ 動・植物油	24,250	
ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から		
1槽につき		
{ 鉍油・化学成品	12,050	
{ 動・植物油	17,050	
(ロ) 油槽はしけ		
1槽につき		
{ 鉍油・化学成品	8,340	
{ 動・植物油	14,370	
6. 貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の0.7%以内とする。	

- (注) 1. 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。
2. 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。
3. 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

## 2. 割増料金

種 別	内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき 2,433円
	(2) 日 曜 日 ・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業 8時30分から21時30分までの間における作業 毎4時間以内 につき 9,726円
	(3) 雨 天 ・ 雪 天 作 業	雨天・雪天における作業 基本料金の1割増

## 3. 最低料金

- (1) 喫水検査に係る最低料金は、1件につき ..... 29,490円
- (2) 液量検定に係る最低料金は、1件につき
- 本船油槽 ..... 24,970円
- 油槽はしけ ..... 20,960円
- ただし、危険物の場合は ..... 49,900円
- (3) 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき ..... 24,020円
- (4) 貨物の損害及び原因鑑定に係る
- 最低料金は、1件につき ..... 26,780円
- とします。

## 4. 諸料金

- (1) 待機料金
- 検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。
- 毎4時間以内につき ..... 13,978円
- (2) 検査報告書発行手数料
- (イ) 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき ..... 426円
- (ロ) 再発行の場合は、1枚につき ..... 856円
- (ハ) サインドコピーは(イ)及び(ロ)の5割増とします。
- (3) 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上続いた場合は、

2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

- 種 目 1. 倉口検査
5. (2) 清掃検査

## 5. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

2. 特殊貨物とは、重量品（1個5トン以上のもの）かさ高品（1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物）、甲板積貨物（船の暴露甲板へ積まれるもの）、その他特別の積付、運送又は保管を要するものもいいます。
3. 危険物は次のとおりとします。
- 火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

### 4. 清掃検査において

- (1) 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。
- (2) 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

### 5. 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は要請者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

### 6. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業

割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

雨天・雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

7. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、検査のため待機した場合に適用します。

ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

(3) 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。

8. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

10. 実費

(1) 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

(2) 貨物の損害及び原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

(3) 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

11. その他

(1) 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## 危険物船舶積付検査手数料及び旅費に関する規則

昭和59年5月1日運輸大臣認可

昭和59年5月1日施行

### 1. 危険物船舶積付検査手数料

#### (1) 基本料金

##### (イ) コンテナ詰されている場合

コンテナ1個につき	9,300円
ただし、6個以上を同時に検査する場合は	
6個以上1個につき	6,950円

##### (ロ) (イ)以外の場合

100個まで	21,000円
100個を超え、1,000個までの個数については	
10個又はその端数につき	320円
1,000個を超え2,000個までの個数については	
10個又はその端数につき	180円
2,000個を超える個数については	
10個又はその端数につき	80円

ただし、1個の正味重量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む。）が50キログラムを超えるものについては、50キログラムを超える100キログラム又はその端数ごとに1個の割合で算出した個数を1個に加えた数とする。

#### (2) 割増料金

##### (イ) 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで	1時間につき	1,953円
21時30分より5時まで	〃	2,344円
5時より8時30分まで	〃	1,953円

##### (ロ) 休日割増料金

日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日及び毎年年初の休日（12月31日、1月2日及び1月3日）に対し、

8時30分より21時30分まで

4時間又はその端数につき ..... 7,810円

21時30分より8時30分まで

4時間又はその端数につき ..... 9,376円

#### (3) 諸料金

##### (イ) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受ける。

4時間又はその端数につき ..... 11,224円

##### (ロ) 検査証等交付料

###### (1) 検査証交付料

3通まで	無料
4通以上1通につき	343円

###### (2) 英訳証明書交付料

3通まで ..... 3,360円

##### (ハ) 付帯費用

検査に要した通船料その他の付帯費用は別に申し受ける。

### 2. 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合は、次のとおり旅費を申し受ける。

#### (1) 出張料金

(イ) 宿泊出張	1日につき	17,000円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ		10,500円

(ロ) 日帰出張	1日につき	9,000円
----------	-------	--------

(2) 宿泊料	1日につき	16,000円
---------	-------	---------

#### (3) 交通費

鉄道賃	.....	運賃及びグリーン料金
特急又は急行を使用した場合は、それぞれ特急料金又は急行料金を申し受ける。		
船賃	.....	運賃及びグリーン料金
車賃	.....	実費

# 危険物コンテナ収納検査手数料及び旅費に関する規則

昭和59年5月1日運輸大臣認可  
昭和59年5月1日施行

## 1. 危険物コンテナ収納検査手数料

### (1) 基本料金

コンテナ1個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数

100個まで	20,400円
100個を超え、1,000個までの個数については	
10個又はその端数につき	310円
1,000個を超える個数については	
10個又はその端数につき	180円

ただし、1個の正味重量（放射性物質等にあつては、~~内容~~又は包装の重量を含む。）が50キログラムを超えるものについては、~~60~~キログラムを超える100キログラム又はその端数ごとに1個の割合で算出した個数を1個に加えた数とする。

### (2) 割増料金

#### (イ) 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで	1時間につき	1,953円
21時30分より5時まで	〃	2,344円
5時より8時30分まで	〃	1,953円

#### (ロ) 休日割増料金

日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日及び~~年末年始~~の休日（12月31日、1月2日及び1月3日）に對し、

8時30分より21時30分まで	
4時間又はその端数につき	7,810円
21時30分より8時30分まで	
4時間又はその端数につき	9,376円

## (3) 諸料金

### (イ) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受ける。

4時間又はその端数につき	11,224円
--------------	---------

### (ロ) 検査証等交付料

#### (1) 検査証交付料

3通まで	無料
4通以上1通につき	342円

#### (2) 英訳証明書交付料

3通まで	3,350円
------	--------

### (イ) 付帯費用

検査に要した通船料その他の付帯費用は別に申し受ける。

## 2. 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合は、次のとおり旅費を申し受ける。

### (1) 出張料金

(イ) 宿泊出張	1日につき	17,000円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ		10,500円

(ロ) 日帰出張	1日につき	9,600円
----------	-------	--------

(2) 宿泊料	1日につき	16,000円
---------	-------	---------

### (3) 交通費

鉄道賃	運賃及びグリーン料金
特急又は急行を使用した場合は、それぞれ特急料金又は急行料金を申し受ける。	

船賃	運賃及びグリーン料金
車賃	実費

# 検 量 料 金 表

平成7年8月4日付認可

(運輸省海交港第66号)

平成7年8月12日付実施

## 検量料金表

### I. 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

### II. 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

##### (1) 船積貨物

(1トンにつき 単位円)

品	目	金 額
一 般 貨 物		274.10
特 定 貨 物	パレタイズ貨物・ロックダウン自動車	229.50
	袋入セメント・袋入肥料	96.20
	一 般 鋼 材	148.90
	冷凍品・冷蔵品	287.90

(注) FCL貨物については、一般貨物は262.30円、パレタイズ貨物及びロックダウン自動車は219.60円を基本料金とします。



(2) 陸揚貨物

(1トンにつき 単位円)

品		目	金額	
一般貨物			196.50	
特	元地袋入	穀類	226.90	
		ふすま・魚粉等	340.90	
	撒揚袋詰め穀飼類		173.60	
	棉花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	538.90	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	302.90	
冷凍品・冷蔵品			379.10	
定	銑鉄		123.80	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		147.10	
貨物	木	水面貨物	南洋材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリー材	220.10
		北洋材	294.00	
	材	陸上貨物	南洋材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリー材	292.60
			北洋材	340.60
	撒貨物	穀飼類・砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
ホッパースケールによる場合			67.00	

(注) 穀飼類(撒)で時間当たり、公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1トンにつき50.80円を基本料金とします。

(3) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1) 船積貨物

(1口1時間につき 単位円)

区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	2,823
半夜(16時30分から21時30分まで)	4,391

## (2) 陸揚貨物

(1口1時間につき 単位円)

区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	3,035
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	4,721

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限りません。

## 5. 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

## 6. 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

- (1) 船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。
- (2) 陸揚貨物検量証明書については、4通目目から1枚につき312円を申し受けます。

## 7. 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

## 8. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 40銭
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 35銭

## 9. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 10. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

## 11. その他

- (1) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。